

四半期会計基準専門委員会での検討状況(第9回)

・論点整理のコメント募集期間中の当専門委員会での検討スタンス

原価差異、為替換算、法人税等、注記情報の取扱いについても、昨年12月27日に公表した論点整理に対するコメントも踏まえて、具体的な対応について詰めることとしているが、実務への影響も大きいと予想されることから、現時点から掘り下げた検討を行う。

・個別検討項目

1. 原価差異の取扱い

(1) 原価差異の配賦方法の簡便的処理

- ・ 原価計算は経営管理ツールとして各社各様であると考えられるので、原価差異の簡便的な調整計算方法は、例示として掲げることでよいか。
- ・ 原価差異について、材料受入価格差異とそれ以外の原価差異を分けて取扱うことにすべきか。
- ・ 原価差額の調整計算は、基本的には、各社の経営管理手法に委ねることとするが、セグメント情報開示との関係から、開示セグメントを越えることはできないという制約を設けることでよいか。
- ・ 原価差異に重要性が乏しい場合には、調整計算を行わないことができる(売上原価に賦課)ことでよいか。

(2) 簡便的処理と原価差異の繰延処理との関係

- ・ 簡便的処理は、原価差異の繰延処理の対象となった原価差異以外の原価差異を対象とするという整理でよいか(図参照)

原価差異の繰延処理について、原価差異の範囲や強制適用か任意適用かは、論点整理のコメントを分析した上で方向性を決定する。

2 為替換算

- ・ 累計差額方式を採用する場合において、在外子会社等を通じた海外事業に係る為替換算が重要な場合には、経済的実態を見誤らない対応として、どのような方法が考えられるか。
- ・ 年度と四半期の会計処理の首尾一貫性の観点から、年度財務諸表の為替換算の処理に影響を及ぼすことがあるという整理でよいか。

以 上